

1000 円
以上！

最賃裁判ニュース

NO.4

2011 年
8 月 8 日

神奈川県労働組合連合会 最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855

最低賃金 18 円アップの 836 円！ 私達の運動が 獲得した成果だが、まだ違法状態を放置

神奈川県最低賃金の「答申」についての声明

2011 年 8 月 8 日

神奈川県労働組合総連合
事務局長 山田浩文

8 月 5 日、神奈川県最低賃金審議会は、地域最低賃金について、現行の最低賃金時間額から「18 円」引き上げて「836 円」とするよう「答申」を出しました。

東日本大震災の影響が神奈川県にも影響を与え、また、震災を口実として中央最低賃金審議会が超低額の「目安」を示したもとの、全国で最大の上げ幅となる「答申」を出したことは、一定評価できるものです。

神奈川県労働組合連合会は、最低賃金時間額を 1000 円以上に引き上げることを求める「最賃裁判」にとりくみ、6 月 30 日に第 1 次として 50 人が、8 月 3 日にも第 2 次として 18 人の仲間が提訴しました。最賃裁判をはじめ、審議会の山場での 4 日連続の宣伝、ハンスト行動、審議会傍聴、署名、最賃体験運動など、1 年を通じてさまざまな運動を進めてきたことが、審議会委員の背中を押し、全国一の引き上げ「答申」を出すことにつながったと確信するものです。

同時に、神奈川県労働組合連合会として求めている「少なくとも時間額 1000 円以上」の水準には遠く及ばず、さらに、厚生労働省自らが試算した生活保護水準を「5 円」下回り、最低賃金法違反の状態が続くことになったことは、重大な問題です。

「836 円」でも貧困やワーキングプアを解消することができないのは明らかです。

時間額 836 円でフルタイム労働・月 150 時間働いても 125,400 円にしかありません。

神奈川県労働組合連合会として、「答申」に対し異議申し立てを行い、少なくとも自らが認める違法状態を解消すること、「時間額 1000 円以上」にすることを求めています。

また、「最賃裁判」はこれから審理が始まりますが、低賃金で働く仲間の実情を社会的に訴え、厚生労働省の生活保護水準試算の 5 つのまやかしを法廷のなかで明らかにし、憲法や最低賃金法の趣旨である「少なくとも時間額 1000 円以上」の最低賃金の実現と、中小企業支援を強化するために、さらに運動を強化していきます。憲法、労基法、最賃法は、すべての国民に人間らしく働き生きる権利、さらに基本的人権と幸福追求権を保障しています。

私たちは、3.11 大震災と東電福島原発大事故後の新たな情勢のなかで、憲法どおりの職場と社会をつくるのが特別に重要だと思います。すべての県民との対話と共同を広げて、人間らしく生き働ける社会をつくるために引き続き奮闘する決意を込めて声明とします。

以上

8月3日新たに18名が追加提訴。第1回裁判は9/26月か28水で調整中

6月30日の50人による第1次提訴に続き、8月3日、18人の仲間が横浜地裁において、最賃裁判の第2次提訴を行いました。請求内容は第1次と同じ「最低賃金を1000円以上にすること」です。第1回裁判の候補日ですが、9月26日(月)午後2時～5時か28日(水)午後1時～3時の時間帯で調整中です。今から参加調整してください。

原告の実情がTV放映

最賃裁判の反響が広がっています。大阪朝日放送から取材の申し入れがあり、7月26日の午後6時台のローカルニュースで約10分間にわたって特集として放映され、原告の2人が登場しました。コメンテーター大谷昭宏さんは、「生活できない最賃に生活保護をあわせるのはおかしい。最賃も生活保護も引き上げていくことが必要」と発言しました。



最賃の審議の山場にハnst座り込み行動

昨日8月3日は、国会前でのハnst座り込み行動や昼休み集会もとりくまれ、50人超が参加。最低賃金の大幅引き上げと、憲法違反の国家公務員賃金の一方的削減に反対する宣伝・行動を終日展開しました。

国会前で働く労働者だけでなく、近隣の民間労働者、夏休みの家族連れなどが、次々とティッシュ・チラシ・コースターのセットを受け取り、1500を配布しました。

日弁連の緊急院内集会で、原告の森山さんが当事者発言

7月28日に午後0時から午後2時にかけて、日本弁護士連合会主催の「大震災後のナショナルミニマムを考える～あるべき最低賃金・生活保護基準とは～」というテーマでの集会在、衆議院第一議員会館1階の多目的ホールで開かれました。



当事者発言をする原告の森川さん(左手最前列は、サポーターになっていた宇都宮会長)

開会あいさつで、宇都宮健児日弁連会長は「生活保護の引き下げや最低賃金抑制の動きはおかしい。今回の大震災は、憲法25条の生存権保障を前提とした、『人間の復興』こそが問われている。」と述べ、こうした問題意識から今回の緊急院内集会を開催したことを述べました。

日弁連の「最低賃金運用に関する意見書」、「生活保護改革に関する意見書」の報告と基調講演がされました。

そして当事者からの発言として、最低賃金裁判の原告の森川健一さんが発言しました。森川さんは「2箇所の児童指導のアルバイト(時給863円と920円)を掛け持ちしながら、生活をしているがとても自立した生活が出来ない。現在、国民年金の掛け金が払えていない

ことが気になっている。」と述べました。そして教員を目指して通信大学の受講をしているが、働く時間と給与を考えると、大学にかかる費用や時間と、生活にかかるお金の捻出等のやりくりが大変な実態を赤裸々に報告しました。司会から「原告に立ち上がって、裁判に訴えた思いは？」と問われ、森川さんは「このままずっとこんな状態のままではないか、と不安になる。裁判の件を聞いたとき、『今、何とかしないと将来が全く見えないのでやるしかない』と決意した」と語りました。当日は、民主党(初鹿明博議員)、共産党(田村智子議員)、社民党(福島瑞穂党首)の国会議員が駆けつけて発言をしました。

集会の場で、宇都宮健児弁護士が快くサポーターになっていただきました(肩書きとしては、弁護士または反貧困ネットワーク共同代表)。集会後は、多くのメディアが森川さんのところに集まり、関心の高さを示しました。